

市民後見推進事業の概要

市区町名	福知山市
------	------

事業区分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：福知山市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：市民後見人の養成、登録及び支援</p>
事業内容	<p>■平成26年度市民後見人養成講座（実践研修）</p> <p>(1) 応募要件</p> <p>①年齢 25 歳以上 70 歳未満であること（平成 25 年 4 月 1 日現在）</p> <p>②福知山市内に在住していること</p> <p>③成年後見制度及び高齢者や障害者に対する福祉活動に理解があること</p> <p>④ガイダンス及びすべての養成講座カリキュラムに参加できること</p> <p>⑤養成講座の受講終了後、市民後見人として活動できること</p> <p>⑥民法第 847 条に定める、後見人の欠格事由に該当していないこと</p> <p>(2) 養成講座（実践研修）の内容</p> <p>①厚生労働省の基本カリキュラムを参照：29.5 単位</p> <p>②対人援助の基礎、後見実施機関と後見活動（施設研修）、家庭裁判所の役割、成年後見の実務等</p> <p>ア 実践研修（29.5 単位） 7 日間 4/11～7/11 まで 毎週金曜日</p> <p>イ 施設実習レポート作成 課題「市民後見人としてどのような点に注意をして対応していくべきかについて施設見学、施設従事者の講義を通して気づかれたこと」</p>
事業スケジュール （予定を含む）	<p>平成26年4月 養成講座（実践研修）開始</p> <p>7月 養成講座（実践研修）終了</p> <p>8月 市民後見人登録審査（面接）</p>
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	福知山市
------	------

事業区分	(3) 市民後見人の適正な活動のための支援
委託先及び委託内容	<p>全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：福知山市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：市民後見人登録後の支援体制や受任調整</p>
事業内容	<p>(1) 市民後見人の支援体制に関する事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民後見人事案要件の設定 ・ 市民後見人の受任及び活動報告のフロー作成 ・ 福知山市市民後見人活動マニュアルの作成 <p>(2) 市民後見人登録者向けフォローアップ研修</p> <p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民後見人養成講座修了者及び登録者名簿に記載された者 <p><研修内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都社会福祉士会の会員より、実際の担当ケースを事例として市民後見人として支援方法、後見活動での着目点、注意すべき事項等対人援助技術の習得を目的とする。
事業スケジュール (予定を含む)	<p>平成26年12月 第3回成年後見センター運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民後見人事案要件の協議 ・ 市民後見人の受任及び活動報告のフロー図協議 ・ 福知山市市民後見人活動マニュアルの協議 <p>平成27年 2月 市民後見人登録者向けフォローアップ研修</p>
備考	